

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通して、第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加することで、開催機運を盛り上げるとともに、県民総参加型の大会を目指す。

あわせて、島根県の歴史や伝統文化、豊かな自然や食等の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備(実行)委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 島根県の文化・芸術等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、島根県及び特定非営利活動法人
日本スポーツ芸術協会
- (2) 島根県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等(宗教団体、政治団体を除く。)

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として、令和 12 (2030) 年 1 月 1 日から令和 12 (2030) 年 12 月 31 日までとする。

5 開催地

文化プログラムは、原則として島根県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3 に定める各事業の実施者が負担する。